

議会日誌 (4月21日~7月29日まで)



議会を傍聴して
市の動きを知りましょう!

本会議は、どなたでも自由に傍聴することができます、
議会での議員の発言や、市長の考えなどを聞くことができます。
令和3年第3回定例会は、8月31日(火)から9月22日(水)までの23日
間で開会予定となっております。



- 4月 ●
22日 総務委員会
- 5月 ●
7日 議会運営委員会
18日 総務委員会
25日 議会運営委員会
25日 議会運営委員会
25日 議会運営委員会
25日 議会運営委員会
- 6月 ●
1日 議会運営委員会
1日~16日 全員協議会
7日 議会運営委員会
7日 議会運営委員会
7日 議会運営委員会
7日 議会運営委員会
7日 議会運営委員会

- 7月 ●
8日 議案審査特別委員会
14日 議会運営委員会
16日 議会運営委員会
16日 議会運営委員会
21日 議会だより編集特別委員会
21日 議会だより編集特別委員会
29日 議会だより編集特別委員会

令和3年第2回定例会では、延べ53名の方が本会議を傍聴されました。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴席を制限させていただいております。)

編集後記

皆様におかれましては、引き続き三密対策などウィルス感染防止対策をとられますよう、また、酷暑が続いておられますので、熱中症予防等、体調管理に努めながら、健やかに過ごされますようお願い申し上げます。
議会だより編集委員会副委員長 小倉 博

盛夏の候、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。
新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が順次開始され、委員一同、感染症収束に期待を寄せながら、議会だよりを編集しているところであります。

(参考) 地方議会運営辞典



緊急質問とは?

議員が、属する地方公共団体の行政全般に
わたり、議案とは関係なく、執行機関に
対して事務の執行の状況及び将来に
対する方針等について、報告や説明を
求め、又は疑問を質することを一般
質問と言います。
一方、緊急質問は、天変地異、突
発的な出来事などの際に、又は執行部
の政治責任などに関し、客観的にみても、
即刻質問し臨機の措置を質する必要がある
ような緊急性が認められる内容のもの
である場合と、緊急を要するといふもの
ではないが、是非とも質問しなければなら
ないような、住民の関心の的となってい
る問題など、真にやむを得ないと客観
的に認められる場合に、あらかじめ発
言通告書を提出することなく、議会の
同意を得て行う質問の事です。
定例会のほか臨時会でも緊急質問を行
えますが、必要な要件を有する質問か
どうかの判断は議会が判断するもので
あり、発言させたところ、緊急質問とい
えないようなものであつた場合には、議
長は直ちに制止しなければならなくな
ります。

ご意見をお寄せ下さい